

速度取締り指針

令和6年7月
防府警察署

速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道2号	6:00 ~ 21:00	台道・大崎・富海地区	50・60km/h
国道262号	7:00 ~ 22:00	高井地区	60km/h
市道小徳田八河内線	7:00 ~ 19:00	華城地区(華城小、桑山中校区)	30km/h

○ 幹線道路、生活道路において速度取締りを強化し、今後も取締り要望等を踏まえ、実勢速度の速い路線などで時間・場所をランダムに変更した取締りを実施します。

管内における交通事故実態と分析結果（令和5年～令和6年6月末）

※ ●：交通事故多発エリア

【抽出条件】

- ・ 交通事故：令和5年～令和6年6月末(私道と駐車場を除く、令和6年は物損事故を除く)
- ・ 交通事故多発エリア：半径100m以内で14件以上事故が発生しているエリア



- 人身交通事故の多くは、市内中心部の県道や市道で発生しています。
- 人身交通事故の原因は、わき見運転や安全不確認が大半を占めています。

その他の交通指導取締り

- 取締り要望などに配慮しつつ、幹線道路及び生活道路における速度取締りを強化し、速度の抑制を図ります。
- 交通事故に直結するおそれの高い横断歩行者妨害や飲酒運転など悪質危険なドライバーの取締りを強化します。